

松江城景観形成基準（松江城からの眺望基準）の 見直しについて

【目的】

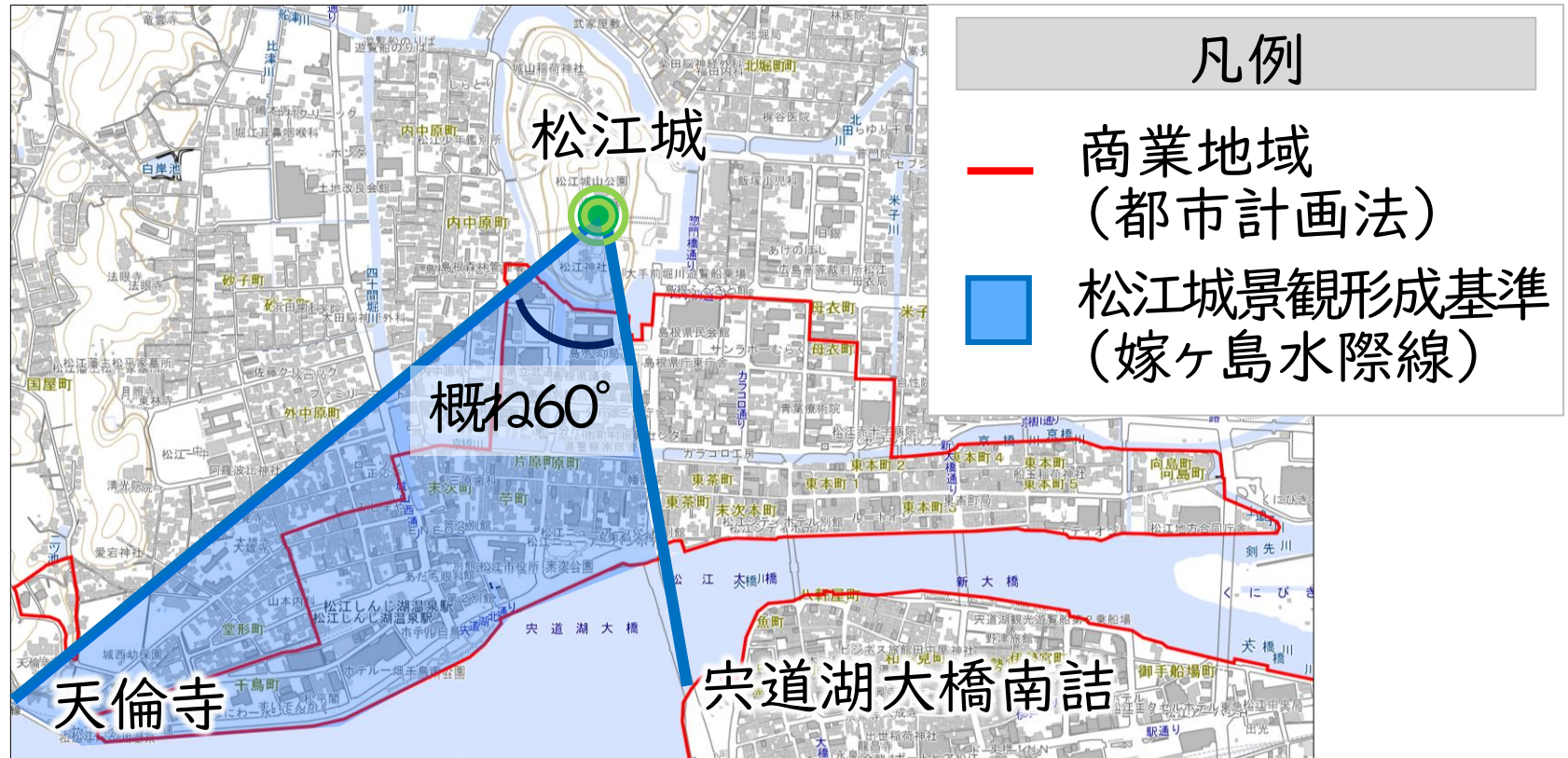
「松江らしい景観」を残し、次世代に受け継ぐため、
景観基準の見直しを図るもの

【検討内容】

○松江城からの眺望基準の見直し

- 対象エリア
- 高さ基準

松江城からの眺望基準の現状(Ⅰ)



【松江城景観形成基準】

- ・天守から見える東西南北の山の稜線の眺望を妨げない
- ・天守から穴道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さない

松江城からの眺望基準の現状(2)



- 山の稜線
- 制限範囲（穴道湖大橋南詰及び天倫寺を結ぶ 概ね60度）
- 嫁ヶ島の水際線を延長した線

眺望基準（参考図）

松江城から殿町方向



天守から見える東西南北の山の稜線の眺望を妨げない

- 手前の山（桧山）の稜線
- 松江城天守床高+目線の高さ

他市事例 松本市

①-5 松本城-天守最上階-	⑤特定対象物
市街地を 360 度見渡すことが可能な眺望点であり、特に乗鞍岳から蓮華岳までの北アルプスを見渡すことの出来る西側の眺望景観は特徴的。 東側から北側に続く美ヶ原なども、松本らしい眺望景観であり、遠景である山並みと調和した、美しくまとまりのある市街地の色彩や屋上部の景観形成を図っていく。	・歴史的景観との調和に努めるとともに、アイストップとなる西、北、東の山並みの眺望景観を阻害する設置物は避けること。 ・眺望点から視認される市街地のまち並みや屋外広告物は、周囲から大きく突出するような形態を避け色彩のまとまりにも配慮する。
	